

契 約 書 （案）

支出負担行為担当官関東農政局長 安東 隆（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙所定の会員規約に基づき、下記条項により公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（その２）（以下「クレジットカード」という。）の利用に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲を乙の法人会員として入会させ、甲に会員番号を付与し使用させるものとする。

２ 甲は、付与された会員番号を、乙の加盟店である公共料金等事業者（以下「事業者」という。）に限り使用するものとする。

３ 甲は、会員番号の使用により生じた事業者の甲に対する債権を、事業者から乙に譲渡し又は乙が立替えることを承諾する。

４ 甲は、前項の債権額（以下「カード利用金額」という。）を乙に支払うものとする。

（契約期間）

第３条 契約期間は、令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までとする。

ただし、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。

（契約金額）

第４条 年会費及びカード発行手数料等、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

２ 債権については、乙が事業者より債権譲渡を受け、又は立替払を行った金額とする。

（契約保証金）

第５条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第６条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２ 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を留保する。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（再委託の制限及び承認手続）

第7条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約終了後においても第1項の責任を負うものとする。

（事情変更）

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。
- 3 前二項の場合において本契約条項を変更する必要がある場合には、書面により定めるものとする。

（検査）

第10条 乙は、各月経過後、利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

（契約金額の請求及び支払）

第11条 乙は、前条に定める検査に合格した後に、事業者へ立替払を行った債権の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（遅延利息）

第12条 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第13条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が本契約条項に違反したときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、債務不履行その他の請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。

3 乙は、第9条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第10条から第12条までの規定を準用するものとする。

4 第1項又は第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

- イ 独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第16条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第7条又は第8条の2の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第7条の2第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第17条 乙が、本契約に関し、第15条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第18条 甲は、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除する

か否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（紛争の解決方法）

第19条 本契約事項について疑義があるとき又は契約条項に定めてない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
支出負担行為担当官
関東農政局長 安東 隆

乙

別紙様式

請負契約再請負承認申請書

年 月 日

あて

(請負者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで締結した公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（その２）の請負契約について、下記のとおり再請負したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 再請負の必要性については、詳細に記載すること。
- 2 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
- なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 3 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。